

## 令和7年4月入学者 大学院入学時成績優秀 授業料免除の申請について

大学院入学時成績優秀による免除については、次の要領で申請を受け付けますので、希望者は文京キャンパス学生サービス課又は松岡キャンパス学務課の学生担当へ、提出期限までに申請書を提出してください。

なお、免除を申請する者は、授業料を納付しないこと。納付した場合は、免除の対象とならないので、特に注意してください。

### 1. 大学院入学時成績優秀免除の対象者について

次の①から④のいずれかに該当する者

- ① 現職教員等又は医療機関、企業等に勤務する者で優秀な成績で合格した者
- ② 連合教職開発研究科(ミドルリーダー養成コース及び学校改革マネジメントコース)において優秀な成績で合格した者
- ③ 工学研究科博士前期課程特別選抜(推薦入試)において優秀な成績で合格した者
- ④ 医学系研究科においてATMプログラム等を利用し優秀な成績で合格した者

### 2. 免除額について

入学後1年間の授業料の各期半額を免除する制度です。ただし、修学状況により、授業料の免除期間が半期で終了する場合があります。なお、7.に記載する経済的理由・特別な事情による授業料免除・徴収猶予申請と併願可能です。

### 3. 申請について

入学後、学籍番号が付与されましたら、別紙の申請書を印刷し、必要事項を記入の上、提出期限までに5.の受付場所へ提出してください。

※ 申請書は、申請者本人が黒のボールペンで、丁寧かつ正確に記入してください(保証人等が記入しないこと)。

※ 成績については授業料免除担当から当該研究科に照会しますので、本人が提出する必要はありません。

### 4. 提出期限

**令和7年4月18日(金) 17時 (当日消印有効)**

※ 申請書類は、持参又は郵送で受け付けます。持参の場合は申請者本人が窓口設置の提出箱へ提出してください。

郵送の場合は、必要書類をすべて揃えた上で簡易書留又は特定記録で送付してください。

※ 提出期限当日は窓口がたいへん混雑し、待ち時間が長くなりますので、なるべく早く提出してください。

### 5. 受付場所

文京キャンパス:学生サービス課 学生企画担当(授業料免除) ※敦賀キャンパス運営管理課を通して提出もできます。

松岡キャンパス:松岡キャンパス学務課 学生担当

### 6. 選考の結果について

選考結果は、8月に、文京・敦賀キャンパスの学生へは、学生へのメール配信システム「福井大学学生ポータル」にて、松岡キャンパスの学生へは、メールにて通知予定です。

※ 授業料免除等の申請が受理された者は、選考結果の通知があるまでの間、授業料の納付が猶予されます。

※ 選考の結果、半額免除又は免除不許可となった者は、速やかに所定の授業料を納付してください。納付しない場合は、学則に基づき除籍処分の対象となりますので、特に注意してください。

### 7. 他の理由(経済的理由・特別な事情)による授業料免除について (別途、半期毎に申請手続きが必要です。)

次の①又は②のいずれかに該当する者が対象となります。

- ① 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 授業料の各期の納期前6か月以内(新入学生の場合は、入学前1年以内)において、本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡若しくは失職(自己都合退職、定年退職を除く)した者、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難であると認められる者

※ 「大学院入学時成績優秀」による免除申請者も申請できます。ただし、「大学院入学時成績優秀」により免除(半額)を許可された者で、「経済的理由等」による免除選考において全額免除に該当する場合は、「経済的理由等による免除における全額免除許可者」となります。その場合、半期ごとの申請が必要になりますので注意してください。

※ 申請方法・提出期限等詳細は、大学ホームページにて確認してください。(入学後は学生ポータルでも確認できます。)

詳しくは、各キャンパスの授業料免除担当へお問い合わせください。

(文京キャンパス) 学生サービス課 TEL0776-27-8403

(松岡キャンパス) 松岡キャンパス学務課 TEL0776-61-8266

### 個人情報の利用

申請書等に記載された個人情報は、授業料免除の選考に使用する目的をもって福井大学が管理します。このため、この目的の範囲内で福井大学の教職員が利用する場合、及び、本人の同意を得た場合のほかは、次に掲げる場合を除き、原則として、他の目的で利用したり、福井大学の教職員以外に提供しません。

- (1) 捜査機関が捜査上必要とした場合等、行政機関等が法令に定める業務等を行うのに必要な限度で利用することについて相当の理由があるときに、当該行政機関に個人情報を提供する場合
- (2) 提出された申請書等の個人情報を電算処理する場合で、当該電算処理に係る業務を外部の業者等に行わせるために当該業者に対する個人情報の提供が必要となった場合(なお、この場合には、当該業者に対して個人情報保護法の趣旨に則った保護管理の義務を契約により課すことになります)。
- (3) 提出された申請書等の個人情報を、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合で、学術研究の目的のために提供する場合